

苫小牧市地区計画区域内建築物の制限に関する条例（平成2年条例第11号）新旧対照表

改正後	改正前
別表2（第3条～第6条関係） 【別記1 参照】	別表2（第3条～第6条関係） 【別記1 参照】

【別記1】

改正後

地区整備計画区域	計画地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
新生台地区整備計画区域	低層専用住宅地区	建築してはならない建築物 次の各号に掲げる建築物以外のもの (第1号から第4号までの2以上に該当するものを含む。) (1) 住宅(3戸以上の長屋を除く。次号において同じ。) (2) 住宅で学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設又は美術品若しくは工芸品を製作するためのアトリエ若しくは工房(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.2キロワット以下のものに限る。)を兼ねるもの (3) 共同住宅(3戸以上のものを除く。) (4) 法別表第2(イ)項第9号に掲げる建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の建蔽率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の中心線から敷地境界線までの距離の最低限度	建築物の高さの最高限度

	(5) 前各号の建築物に附属するもの					
低層一般住宅地区	<p>次の各号に掲げる建築物以外のもの (第1号から第4号までの2以上に該当するものを含む。)</p> <p>(1) 住宅(3戸以上の長屋を除く。次号において同じ。)</p> <p>(2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの</p> <p>(3) 共同住宅(3戸以上のものを除く。)</p> <p>(4) 法別表第2(イ)項第9号に掲げる建築物</p> <p>(5) 前各号の建築物に附属するもの</p>			180平方メートル	北側隣地境界線まで 1.5メートル (軒高2.3メートル以下の附属建築物については、適用しない。)	9メートル (敷地の北側に宅地が隣接している場合に限る。)
集合住宅地区	<p>次の各号に掲げる建築物以外のもの</p> <p>(1) 共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>(2) 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)第130条の6に定める工場</p> <p>(3) 学校、図書館その他これらに類するもの</p> <p>(4) 病院又は診療所</p> <p>(5) 老人ホーム、保育所、福祉ホーム その他これらに類するもの</p> <p>(6) 事務所、店舗又は飲食店</p>				道路境界線(隣接する道路との敷地境界線をいい、隅切部分を除く。以下同じ。)まで 1.5メートル (軒高2.3メートル以下の附属建築物については、適用しない。)	

	<p>(7) 前各号に掲げる建築物の用途を兼ねる住宅</p> <p>(8) 法別表第2 (い) 項第9号に掲げる建築物</p> <p>(9) 前各号の建築物に附属するもの</p>					
近隣センター地区	<p>次の各号に掲げる建築物</p> <p>(1) 建築物の1階部分を住宅の用途に供するもの</p> <p>(2) 建築物の1階部分を共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供するもの</p> <p>(3) ホテル又は旅館</p> <p>(4) 自動車教習所</p> <p>(5) 倉庫（建築物に附属する自家用倉庫を除く。）</p> <p>(6) 自動車車庫（床面積の合計が50平方メートル以下のもの及び2階以上の階を自動車車庫の用途に供しない建築物に附属するもので、床面積の合計が同一敷地内にある建築物の延べ面積の合計の3分の1以下のものを除く。）</p> <p>(7) 自動車修理工場</p> <p>(8) 神社、寺院、教会その他これらに</p>				<p>(1) 都市計画道路苦小牧白老通の道路境界線まで</p> <p>1.5メートル</p> <p>(2) 住区内幹線道路の道路境界線</p> <p>10メートル</p>	

	<p>類するもの</p> <p>(9) 畜舎（床面積の合計が15平方メートル以下のものを除く。）</p>					
サブセンター地区	<p>次の各号に掲げる建築物以外のもの</p> <p>(1) 住宅（3戸以上の長屋を除く。）</p> <p>(2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>(3) 病院又は診療所</p> <p>(4) 幼保連携型認定こども園</p> <p>(5) 老人ホーム、保育所、福祉ホーム</p> <p>その他これらに類するもの</p> <p>(6) 事務所、店舗又は飲食店</p> <p>(7) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <hr/> <p>(8) 法別表第2（い）項第9号に掲げる建築物</p> <p>(9) 前各号の建築物に附属するもの</p>				<p>道路境界線まで</p> <p>1.5メートル</p> <p>（軒高2.3メートル以下の附属建築物については、適用しない。）</p>	
沿道サービス地区	<p>次の各号に掲げる建築物</p> <p>(1) 住宅（長屋及び次号から第5号までに掲げる建築物以外の用途を兼ねるものを除く。）</p> <p>(2) ホテル又は旅館</p>					

		<p>(3) 畜舎（床面積の合計が15平方メートル以下のものを除く。）</p> <p>(4) 自動車教習所</p> <p>(5) 法別表第2（へ）項第3号に掲げる建築物</p>				
みどり野地区整備計画区域	低層専用住宅地区	<p>次の各号に掲げる建築物以外のもの（第1号から第5号までの2以上に該当するものを含む。）</p> <p>(1) 住宅（3戸以上の長屋を除く。次号において同じ。）</p> <p>(2) 住宅で学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設又は美術品若しくは工芸品を製作するためのアトリエ若しくは工房（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.2キロワット以下のものに限る。）を兼ねるもの</p> <p>(3) 共同住宅（3戸以上のものを除く。）</p> <p>(4) 集会所（町内会その他の地縁による団体が行う地域的な共同活動のためのものに限る。）</p> <p>(5) 法別表第2（い）項第9号に掲げる建築物</p>		200平方メートル	北側隣地境界線まで 1.5メートル （軒高2.3メートル以下の附属建築物については、適用しない。）	

		(6) 前各号に掲げる建築物に附属するもの					
	一般住宅地区	次の各号に掲げる建築物以外のもの (1) 住宅 (2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの (3) 共同住宅 (4) 診療所 (5) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの (6) 法別表第2(イ)項第9号に掲げる建築物 (7) 前各号に掲げる建築物に附属するもの	10分の10	10分の5	200平方メートル	北側隣地境界線まで 1.5メートル (軒高2.3メートル以下の附属建築物については、適用しない。)	10メートル
錦西ニュータウン地区整備計画区域	低層専用住宅地区	次の各号に掲げる建築物以外のもの (第1号から第4号までの2以上に該当するものを含む。) (1) 住宅(3戸以上の長屋を除く。次号において同じ。) (2) 住宅で学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設又は美術品若しくは工芸品を製作するためのアトリエ若しくは工房(原動機を			200平方メートル		

	<p>使用する場合にあっては、その出力の合計が0.2キロワット以下のものに限る。)を兼ねるもの</p> <p>(3) 共同住宅(3戸以上のものを除く。)</p> <p>(4) 法別表第2(イ)項第9号に掲げる建築物</p> <p>(5) 前各号に掲げる建築物に附属するもの</p>					
低中層住宅 地区	<p>次の各号に掲げる建築物以外のもの</p> <p>(1) 住宅_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(2) 令第130条の3に定める住宅</p> <p>(3) 共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>(4) 法別表第2(イ)項第9号に掲げる建築物</p> <p>(5) 前各号に掲げる建築物に附属するもの</p>			200平方メートル	敷地境界線まで1メートル	20メートル (敷地面積が700平方メートル未満の場合は、12メートルとする。)
一般住宅地 区	<p>次の各号に掲げる建築物以外のもの</p> <p>(1) 住宅</p> <p>(2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>(3) 令第130条の6に定める工場</p>			200平方メートル		

	<p>(4) 事務所、店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの</p> <p>(5) 法別表第2 (い) 項第9号に掲げる建築物</p> <hr/> <p>(6) 前各号に掲げる建築物に附属するもの</p>				
近隣サービス地区	<p>次の各号に掲げる建築物以外のもの</p> <p>(1) 住宅</p> <p>(2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>(3) 病院又は診療所</p> <p>(4) 事務所、店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(5) 法別表第2 (い) 項第9号に掲げる建築物</p> <p>(6) 前各号に掲げる建築物に附属するもの</p>			200平方メートル	12メートル

<p>近隣センター地区</p>	<p>次の各号に掲げる建築物</p> <p>(1) 住宅(次号から第7号までに掲げる建築物以外の建築物の用途を兼ねるものを除く。)</p> <p>(2) 建築物の1階部分を共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供するもの</p> <p>(3) ホテル又は旅館</p> <p>(4) 自動車教習所</p> <hr/> <p>(5) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>(6) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(7) 畜舎(床面積の合計が15平方メートル以下のものを除く。)</p>			<p>200平方メートル</p>		
<p>文教業務地区</p>	<p>次の各号に掲げる建築物以外のもの</p> <p>(1) 住宅、共同住宅又は寄宿舎(当該計画地区内の<u>学校が設置する学校の生徒、学生又は教職員が居住するためのもの</u>に限る。)</p> <p>(2) 学校</p>			<p>200平方メートル</p>		

	<p>(3) 法別表第2 (い) 項第9号に掲げる建築物</p> <p>(4) 前各号に掲げる建築物に附属するもの</p>					
軽工業地区	<p>次の各号に掲げる建築物</p> <p>(1) 住宅（当該計画地区内に設置する事業所の管理用住宅を除く。）</p> <p>(2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿（当該計画地区内に設置する事業所の従業者のための寄宿舎を除く。）</p> <p>(3) 図書館又は博物館</p> <p>(4) 自動車教習所</p> <p>(5) ボーリング場、スケート場又は水泳場</p> <p>(6) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>(7) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(8) 畜舎（床面積の合計が15平方メートル以下のものを除く。）</p> <p>(9) 法別表第2 (を) 項に掲げる建築物</p>			500平方メートル	敷地境界線まで 2メートル	

		<p>(10) 次に掲げる事業を営む工場</p> <p>ア 亜硫酸ガスを用いる物品の漂白</p> <p>イ 骨炭その他動物質炭の製造</p> <p>ウ 魚粉、フェザーミール、肉骨粉、肉粉若しくは血粉又はこれらを原料とする飼料の製造</p> <p>エ 羽又は毛の洗浄、染色又は漂白</p> <p>オ 骨、角、牙、ひづめ又は貝殻の引割又は乾燥研磨</p> <p>カ レディーミクストコンクリートの製造又はセメントの袋詰で出力の合計が2.5キロワットを超える原動機を使用するもの</p> <p>キ ドラム缶の洗浄又は再生</p>					
ザ・スプリングス高丘地区整備計画区域	専用住宅地区	<p>次の各号に掲げる建築物以外のもの（第1号から第3号までの2以上に該当するものを含む。）</p> <p>(1) 住宅（3戸以上の長屋を除く。）</p> <p>(2) 共同住宅（3戸以上のものを除く。）</p> <p>(3) 法別表第2（い）項第9号に掲げる建築物</p> <p>(4) 前3号の建築物に附属するもの</p>	10分の8	10分の5	200平方メートル	<p>(1) 道路境界線まで1.5メートル（外壁等の中心線の長さの合計が4メートル以下の建築物及び軒高2.3メートル以下の附属建築物については、1メートルとする。）</p> <p>(2) 住区内幹線道路の</p>	<p>前面道路の路面の中心（前面道路（敷地に面している部分に限る。）の中心線を2等分する箇所をいい、前面道路が2以上ある場合は、標高が最も高い当該箇所をいう。以下</p>

						道路境界線まで 3メートル (3) 北側隣地境界線ま で 1メートル	同じ。) から 9メートル
	分散店舗地 区	次の各号に掲げる建築物以外のもの (1) 診療所 (2) 店舗、飲食店その他これらに類す る用途に供するもの (3) 前2号に掲げる建築物の用途を兼 ねる住宅 (4) 法別表第2 (い) 項第9号に掲げる 建築物 (5) 前各号の建築物に附属するもの	10分の20	10分の6	300平方メー トル	(1) 道路境界線まで 3メートル (2) 北側隣地境界線ま で 1.5メートル (外壁等の中心線の 長さの合計が4メートル 以下の建築物及び軒高 2.3メートル以下の附属 建築物については、第1 号の距離を1.5メートル とし、第2号の距離を1 メートルとする。)	前面道路の路面の 中から 10メートル
グリーンヒ ル苫小牧地 区整備計画 区域	低層専用住 宅地区	次の各号に掲げる建築物以外のもの (第1号から第5号までの2以上に該当 するものを含む。) (1) 住宅(3戸以上の長屋を除く。次号 において同じ。)			180平方メー トル	北側隣地境界線まで 1.5メートル (軒高2.3メートル以 下の附属建築物につい ては、適用しない。)	9メートル (敷地の北側に 宅地が隣接してい る場合に限る。)

	<p>(2) 住宅で学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設又は美術品若しくは工芸品を製作するためのアトリエ若しくは工房（原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.2キロワット以下のものに限る。）を兼ねるもの</p> <p>(3) 共同住宅（3戸以上のものを除く。）</p> <p>(4) 集会所（町内会その他の地縁による団体が行う地域的な共同活動のためのものに限る。）</p> <p>(5) 法別表第2（い）項第9号に掲げる建築物</p> <p>(6) 前各号の建築物に附属するもの</p>					
一般住宅地区	<p>次の各号に掲げる建築物以外のもの</p> <p>(1) 住宅（3戸以上の長屋を除く。次号において同じ。）</p> <p>(2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの</p> <p>(3) 共同住宅（3戸以上のものを除く。）</p> <p>(4) 診療所</p> <p>(5) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの</p>			180平方メートル	<p>北側隣地境界線まで 1.5メートル （軒高2.3メートル以下の附属建築物については、適用しない。）</p>	10メートル

		(6) 集会所（町内会その他の地縁による団体が行う地域的な共同活動のためのものに限る。） (7) 法別表第2（い）項第9号に掲げる建築物 (8) 前各号の建築物に附属するもの					
苫小牧錦岡 オーシャン ヒルズ地区 整備計画区 域	専用住宅地 区	次の各号に掲げる建築物以外のもの (1) 住宅（3戸以上の長屋を除く。） (2) 共同住宅（3戸以上のものを除く。） (3) 法別表第2（い）項第9号に掲げる建築物 (4) 前3号の建築物に附属するもの			200平方メー トル	(1) 道路境界線まで 1.5メートル (2) 北側隣地境界線ま で 1.5メートル (外壁等の中心線の 長さの合計が4メートル 以下の建築物及び軒高 2.3メートル以下の附属 建築物については、第1 号及び第2号の距離を1 メートルとする。)	9メートル (敷地の北側に 宅地が隣接してい る場合に限る。)
	別荘住宅地 区	次の各号に掲げる建築物以外のもの (1) 住宅（3戸以上の長屋を除く。） (2) 共同住宅（3戸以上のものを除く。） (3) ホテル又は旅館 (4) 法別表第2（い）項第9号に掲げる	10分の6	10分の4	700平方メー トル	道路境界線及び隣地境 界線まで 1.5メートル	10メートル

	建築物 (5) 前各号の建築物に附属するもの					
沿道住宅地区	次の各号に掲げる建築物以外のもの (1) 住宅（3戸以上の長屋を除く。） (2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの (3) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの (4) 診療所 (5) 法別表第2（い）項第9号に掲げる建築物 (6) 前各号の建築物に附属するもの			200平方メートル	(1) 道路境界線まで 1.5メートル (2) 北側隣地境界線まで 1.5メートル (外壁等の中心線の長さの合計が4メートル以下の建築物及び軒高2.3メートル以下の附属建築物については、第1号及び第2号の距離を1メートルとする。)	
集合住宅A地区	次の各号に掲げる建築物以外のもの (1) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (2) 令第130条の6に定める工場 (3) 学校 (4) 病院又は診療所 (5) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (6) 事務所、店舗又は飲食店 (7) 前各号に掲げる建築物の用途を兼				道路境界線まで 1.5メートル (軒高2.3メートル以下の附属建築物については、適用しない。)	

	<p>ねる住宅</p> <p>(8) 法別表第2 (い) 項第9号に掲げる建築物</p> <p>(9) 前各号の建築物に附属するもの</p>					
集合住宅B地区	<p>次の各号に掲げる建築物以外のもの</p> <p>(1) 共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>(2) 学校、図書館その他これらに類するもの</p> <p>(3) 病院又は診療所</p> <p>(4) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>(5) 店舗又は飲食店</p> <p>(6) 前各号に掲げる建築物の用途を兼ねる住宅</p> <p>(7) 法別表第2 (い) 項第9号に掲げる建築物</p> <p>(8) 前各号の建築物に附属するもの</p>				<p>道路境界線まで</p> <p>1.5メートル</p> <p>(軒高2.3メートル以下の附属建築物については、適用しない。)</p>	
集合住宅C地区	<p>次の各号に掲げる建築物以外のもの</p> <p>(1) 共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>(2) 病院又は診療所</p> <p>(3) <u>幼保連携型認定こども園</u></p> <p>(4) 老人ホーム、保育所、福祉ホーム</p> <p>その他これらに類するもの</p>				<p>道路境界線まで</p> <p>1.5メートル</p> <p>(軒高2.3メートル以下の附属建築物については、適用しない。)</p>	

		<p>(5) 事務所、店舗又は飲食店</p> <p>(6) 前各号に掲げる建築物の用途を兼ねる住宅</p> <p>(7) 法別表第2 (い) 項第9号に掲げる建築物</p> <p>(8) 前各号の建築物に附属するもの</p>				
ウトナイ地区整備計画区域	一般住宅地区	<p>次の各号に掲げる建築物以外のもの</p> <p>(1) 住宅</p> <p>(2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>(3) 学校、図書館その他これらに類するもの</p> <p>(4) 病院又は診療所</p> <p>(5) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの</p> <hr/> <p>(6) 令第130条の5の3各号に掲げる建築物の用途に供するもの</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(7) 神社、寺院、教会その他これらに</p>		200平方メートル		

	類するもの (8) 法別表第2 (い) 項第9号に掲げる 建築物 (9) 前各号の建築物に附属するもの				
沿道住宅地 区	次の各号に掲げる建築物以外のもの (1) 住宅 (2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (3) 令第130条の6に定める工場 (4) 学校、図書館その他これらに類するもの (5) 病院又は診療所 (6) 老人ホーム、保育所、福祉ホーム その他これらに類するもの (7) 事務所、店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの (8) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (9) 法別表第2 (い) 項第9号に掲げる建築物 (10) 前各号の建築物に附属するもの			200平方メートル	
近隣サービ	次の各号に掲げる建築物			300平方メートル	

<p>ス地区</p>	<p>(1) 住宅（長屋及び管理用住宅並びに次号から第6号までに掲げる建築物以外の建築物の用途を兼ねるものを除く。）</p> <p>(2) 建築物の1階部分を共同住宅、長屋、寄宿舎又は下宿の用途に供するもの</p> <p>(3) <u>幼保連携型認定こども園</u>、専修学校及び各種学校を除く。）</p> <p>(4) 自動車教習所</p> <p>(5) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(6) 畜舎（床面積の合計が15平方メートル以下のものを除く。）</p>			<p>トル</p>		
<p>工業地区</p>	<p>次の各号に掲げる建築物</p> <p>(1) 住宅（長屋及び管理用住宅並びに次号から第7号までに掲げる建築物以外の建築物の用途を兼ねるものを除く。）</p> <p>(2) 共同住宅、長屋、寄宿舎又は下宿（当該計画地区内に設置する事業所の従業者のための寄宿舎を除く。）</p>			<p>500平方メートル</p>		

		<p>(3) 図書館又は博物館</p> <p>(4) 老人ホーム、保育所、福祉ホーム その他これらに類するもの（当該計画地区内に設置する事業所の従業者のための保育所を除く。）</p> <p>(5) 老人福祉センター、児童厚生施設 その他これらに類するもの</p> <p>(6) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(7) 畜舎（床面積の合計が15平方メートル以下のものを除く。）</p>				
沼ノ端駅北 地区整備計 画区域	一般近隣商 業地区	<p>次の各号に掲げる建築物</p> <p>(1) 学校（<u>幼保連携型認定こども園</u>、 大学、高等専門学校、専修学校及び 各種学校を除く。）</p> <p>(2) 神社、寺院、教会その他これらに 類するもの</p> <p>(3) ゴルフ練習場又はバッティング練 習場</p> <p>(4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的 場、勝馬投票券発売所、場外車券売 場その他これらに類するもの</p>		165平方メー トル		

	<ul style="list-style-type: none"> (5) 倉庫業を営む倉庫 (6) 自動車教習所 (7) 畜舎（床面積の合計が15平方メートル以下のものを除く。） (8) 法別表第2（と）項第2号及び第3号に掲げる工場 					
商業・業務地区	<p>次の各号に掲げる建築物</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 建築物の1階部分を住宅の用途に供するもの (2) 建築物の1階部分を共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供するもの (3) 学校（<u>幼保連携型認定こども園</u>、大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。） (4) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (5) ゴルフ練習場又はバッティング練習場 (6) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (7) 倉庫業を営む倉庫 (8) 自動車教習所 			200平方メートル		

		(9) 畜舎（床面積の合計が15平方メートル以下のものを除く。） (10) 工場（令第130条の6に定める工場を除く。）				
	商業・業務専用地区	次の各号に掲げる建築物 (1) 住宅 (2) 共同住宅、寄宿舍又は下宿 (3) 学校（ <u>幼保連携型認定こども園</u> 、 大学、高等専門学校、専修学校及び 各種学校を除く。） (4) 神社、寺院、教会その他これらに 類するもの (5) ゴルフ練習場又はバッティング練 習場 (6) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的 場、勝馬投票券発売所、場外車券売 場その他これらに類するもの (7) 倉庫業を営む倉庫 (8) 自動車教習所 (9) 畜舎（床面積の合計が15平方メー トル以下のものを除く。） (10) 工場		500平方メー トル		
植苗星ヶ丘	低層住宅地	法別表第2（ろ）項に掲げる建築物以外				

地区整備計画区域	区	のもの					
新千歳空港 周辺地区整備 計画区域	レンタカ ー・駐車場地 区	次の各号に掲げる建築物以外のもの (1) レンタカー業を営む店舗（道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条第1項に規定する事業の許可を受けた者が営むものをいう。） (2) 当該計画地区内に設置する前号に掲げる店舗において使用する自動車の整備（修理を除く。）を行う工場（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下（ロータリー式又はパッケージ式の空気圧縮機に使用するものにあつては7.5キロワット以下、その他の空気圧縮機に使用するものにあつては1.5キロワット以下）のものに限る。） (3) 駐車場業を営む店舗（駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第2号に規定する路外駐車場（自動車車庫の用途に供する建築物及び工作物を除く。）を営むものをいう。）	10分の6	10分の4	3,000平方メートル	敷地境界線まで5メートル	9メートル

	(4) 前3号の建築物に附属するもの(令第130条の5の5各号に掲げるものを除く。)					
沿道サービス地区	<p>次の各号に掲げる建築物以外のもの</p> <p>(1) 給油取扱所(危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)第3条第1号に規定する給油取扱所をいう。)で作業場の床面積の合計が50平方メートル以下のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下(ロータリー式又はパッケージ式の空気圧縮機に使用するものにあつては7.5キロワット以下、その他の空気圧縮機に使用するものにあつては1.5キロワット以下)のものに限る。)</p> <p>(2) 法別表第2(は)項第5号に掲げる建築物</p> <p>(3) 前2号の建築物に附属するもの(令第130条の5の5各号に掲げるものを除く。)</p>	10分の6	10分の4	1,000平方メートル	敷地境界線まで5メートル	9メートル

改正前

地区整備計画区域	計画地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
		建築してはならない建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の遮蔽率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の中心線から敷地境界線までの距離の最低限度	建築物の高さの最高限度
新生台地区 整備計画区域	低層専用住宅地区	次の各号に掲げる建築物以外のもの (第1号から第4号までの2以上に該当するものを含む。) (1) 住宅(3戸以上の長屋を除く。次号において同じ。) (2) 住宅で学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設又は美術品若しくは工芸品を製作するためのアトリエ若しくは工房(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.2キロワット以下のものに限る。)を兼ねるもの (3) 共同住宅(3戸以上のものを除く。) (4) 法別表第2(イ)項第9号に掲げる建築物 (5) 前各号の建築物に附属するもの			180平方メートル	北側隣地境界線(北側に隣接する宅地との敷地境界線をいう。以下同じ。)まで <u>1.5メートル</u> (軒高2.3メートル以下の附属建築物については、適用しない。)	9メートル (敷地の北側に宅地が隣接している場合に限る。)
	低層一般住宅地区	次の各号に掲げる建築物以外のもの (第1号から第4号までの2以上に該当			180平方メートル	北側隣地境界線まで <u>1.5メートル</u>	9メートル (敷地の北側に

	<p>するものを含む。)</p> <p>(1) 住宅(3戸以上の長屋を除く。次号において同じ。)</p> <p>(2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの</p> <p>(3) 共同住宅(3戸以上のものを除く。)</p> <p>(4) 法別表第2(イ)項第9号に掲げる建築物</p> <p>(5) 前各号の建築物に附属するもの</p>				<p>(軒高2.3メートル以下の附属建築物については、適用しない。)</p>	<p>宅地が隣接している場合に限る。)</p>
集合住宅地区	<p>次の各号に掲げる建築物以外のもの</p> <p>(1) 共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>(2) 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)第130条の6に定める工場</p> <p>(3) 学校、図書館その他これらに類するもの</p> <p>(4) 病院又は診療所</p> <p>(5) 老人ホーム、保育所その他これらに類するもの</p> <p>(6) 事務所、店舗又は飲食店</p> <p>(7) 前各号に掲げる建築物の用途を兼ねる住宅</p> <p>(8) 法別表第2(イ)項第9号に掲げる</p>				<p>道路境界線(隣接する道路との敷地境界線をい、隅切部分を除く。以下同じ。)まで</p> <p>1.5メートル</p> <p>(軒高2.3メートル以下の附属建築物については、適用しない。)</p>	

	<u>建築物</u> <u>(9) 前各号の建築物に附属するもの</u>				
<u>近隣センタ</u> <u>ー地区</u>	<u>次の各号に掲げる建築物</u> <u>(1) 建築物の1階部分を住宅の用途に</u> <u>供するもの</u> <u>(2) 建築物の1階部分を共同住宅、寄宿</u> <u>舎又は下宿の用途に供するもの</u> <u>(3) ホテル又は旅館</u> <u>(4) 自動車教習所</u> <u>(5) 倉庫（建築物に附属する自家用倉</u> <u>庫を除く。）</u> <u>(6) 自動車車庫（床面積の合計が50平</u> <u>方メートル以下のもの及び2階以上</u> <u>の階を自動車車庫の用途に供しない</u> <u>建築物に附属するもので、床面積の</u> <u>合計が同一敷地内にある建築物の延</u> <u>べ面積の合計の3分の1以下のものを</u> <u>除く。）</u> <u>(7) 自動車修理工場</u> <u>(8) 神社、寺院、教会その他これらに</u> <u>類するもの</u> <u>(9) 畜舎（床面積の合計が15平方メー</u> <u>トル以下のものを除く。）</u>				<u>(1) 都市計画道路苦小</u> <u>牧白老通の道路境界</u> <u>線まで</u> <u>1.5メートル</u> <u>(2) 住区内幹線道路の</u> <u>道路境界線</u> <u>10メートル</u>

	サブセンタ ー地区	次の各号に掲げる建築物以外のもの (1) 住宅（3戸以上の長屋を除く。） (2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (3) 病院又は診療所 (4) 老人ホーム、保育所その他これら に類するもの (5) 事務所、店舗又は飲食店 (6) 神社、寺院、教会その他これらに 類するもの (7) 第2号から前号までに掲げる建築 物の用途を兼ねる住宅 (8) 法別表第2（い）項第9号に掲げる 建築物 (9) 前各号の建築物に附属するもの				道路境界線まで <u>1.5メートル</u> <u>（軒高2.3メートル以</u> <u>下の附属建築物につい</u> <u>ては、適用しない。）</u>	
	沿道サービ ス地区	次の各号に掲げる建築物 (1) 住宅（長屋及び次号から第4号まで に掲げる建築物以外の用途を兼ねる ものを除く。） (2) ホテル又は旅館 (3) 畜舎（床面積の合計が15平方メー トル以下のものを除く。） (4) 自動車教習所					
みどり野地	低層専用住	次の各号に掲げる建築物以外のもの			200平方メー	北側隣地境界線まで	

区整備計画 区域	宅地区	(第1号から第5号までの2以上に該当するものを含む。) (1) 住宅(3戸以上の長屋を除く。次号において同じ。) (2) 住宅で学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設又は美術品若しくは工芸品を製作するためのアトリエ若しくは工房(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.2キロワット以下のものに限る。)を兼ねるもの (3) 共同住宅(3戸以上のものを除く。) (4) 集会所(町内会その他の地縁による団体が行う地域的な共同活動のためのものに限る。) (5) 法別表第2(イ)項第9号に掲げる建築物 (6) 前各号に掲げる建築物に附属するもの			トル	<u>1.5メートル</u> (軒高2.3メートル以下の附属建築物については、適用しない。)	
	一般住宅地区	次の各号に掲げる建築物以外のもの (1) 住宅 (2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの	10分の10	10分の5	200平方メートル	北側隣地境界線まで <u>1.5メートル</u> (軒高2.3メートル以下の附属建築物につい	10メートル

		<p>(3) <u>共同住宅</u></p> <p>(4) <u>診療所</u></p> <p>(5) <u>店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの</u></p> <p>(6) <u>法別表第2 (い) 項第9号に掲げる建築物</u></p> <p>(7) <u>前各号に掲げる建築物に附属するもの</u></p>				<p>ては、適用しない。)</p>
<p>錦西ニュー タウン地区 整備計画区 域</p>	<p>低層専用住 宅地区</p>	<p>次の各号に掲げる建築物以外のもの (第1号から第4号までの2以上に該当するものを含む。)</p> <p>(1) <u>住宅(3戸以上の長屋を除く。次号において同じ。)</u></p> <p>(2) <u>住宅で学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設又は美術品若しくは工芸品を製作するためのアトリエ若しくは工房(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.2キロワット以下のものに限る。)</u>を兼ねるもの</p> <p>(3) <u>共同住宅(3戸以上のものを除く。)</u></p> <p>(4) <u>法別表第2 (い) 項第9号に掲げる建築物</u></p>			<p>200平方メー トル</p>	

	(5) 前各号に掲げる建築物に附属するもの					
低中層住宅 地区	次の各号に掲げる建築物以外のもの (1) 住宅（長屋及び当該計画地区内に設置する長屋又は第3号に掲げる建築物の管理運営上必要なものに限る。） (2) 令第130条の3に定める住宅 (3) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (4) 法別表第2（い）項第9号に掲げる建築物 (5) 前各号に掲げる建築物に附属するもの			200平方メートル	敷地境界線まで1メートル	20メートル (敷地面積が700平方メートル未満の場合は、12メートルとする。)
一般住宅地区	次の各号に掲げる建築物以外のもの (1) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (2) 令第130条の6に定める工場 (3) 事務所、店舗その他これらに類する用途に供するもの (4) 法別表第2（い）項第9号に掲げる建築物 (5) 前各号に掲げる建築物の用途を兼ねる住宅 (6) 前各号に掲げる建築物に附属する			200平方メートル		

	<u>もの</u>				
<u>近隣サービス地区</u>	<p>次の各号に掲げる建築物以外のもの</p> <p>(1) <u>病院又は診療所</u></p> <p>(2) <u>事務所、店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げる建築物の用途を兼ねる住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿（建築物の1階部分を共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供するものを除く。）</u></p> <p>(4) <u>法別表第2（い）項第9号に掲げる建築物</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げる建築物に附属するもの</u></p>			<u>200平方メートル</u>	<u>12メートル</u>
<u>近隣センター地区</u>	<p>次の各号に掲げる建築物</p> <p>(1) <u>住宅（次号から第8号までに掲げる建築物以外の建築物の用途を兼ねるものを除く。）</u></p> <p>(2) <u>建築物の1階部分を共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供するもの</u></p> <p>(3) <u>ホテル又は旅館</u></p> <p>(4) <u>自動車教習所</u></p> <p>(5) <u>倉庫業を営む倉庫</u></p>			<u>200平方メートル</u>	

	<p>(6) <u>神社、寺院、教会その他これらに類するもの</u></p> <p>(7) <u>マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</u></p> <p>(8) <u>畜舎（床面積の合計が15平方メートル以下のものを除く。）</u></p>				
文教業務地区	<p>次の各号に掲げる建築物以外のもの</p> <p>(1) <u>住宅、共同住宅又は寄宿舎（当該計画地区内に設置する学校の管理運営上必要なものに限る。）</u></p> <p>(2) <u>学校</u></p> <p>(3) <u>図書館又は博物館</u></p> <p>(4) <u>体育館、公会堂又は集会所</u></p> <p>(5) <u>法別表第2（い）項第9号に掲げる建築物</u></p> <p>(6) <u>前各号に掲げる建築物に附属するもの</u></p>			200平方メートル	
軽工業地区	<p>次の各号に掲げる建築物</p> <p>(1) <u>住宅（当該計画地区内に設置する事業所の管理用住宅を除く。）</u></p> <p>(2) <u>共同住宅、寄宿舎又は下宿（当該計画地区内に設置する事業所の従業</u></p>			500平方メートル	敷地境界線まで 2メートル

	<p><u>者のための寄宿舍を除く。)</u></p> <p>(3) <u>図書館又は博物館</u></p> <p>(4) <u>自動車教習所</u></p> <p>(5) <u>ボーリング場、スケート場又は水 泳場</u></p> <p>(6) <u>神社、寺院、教会その他これらに 類するもの</u></p> <p>(7) <u>マージャン屋、ぱちんこ屋、射的 場、勝馬投票券発売所、場外車券売 場その他これらに類するもの</u></p> <p>(8) <u>畜舎（床面積の合計が15平方メー トル以下のものを除く。)</u></p> <p>(9) <u>法別表第2（を）項に掲げる建築物</u></p> <p>(10) <u>次に掲げる事業を営む工場</u></p> <p><u>ア 亜硫酸ガスを用いる物品の漂白</u></p> <p><u>イ 骨炭その他動物質炭の製造</u></p> <p><u>ウ 魚粉、フェザーミール、肉骨粉、 肉粉若しくは血粉又はこれらを原 料とする飼料の製造</u></p> <p><u>エ 羽又は毛の洗浄、染色又は漂白</u></p> <p><u>オ 骨、角、牙、ひづめ又は貝殻の 引割又は乾燥研磨</u></p> <p><u>カ レディーミクストコンクリート</u></p>					
--	--	--	--	--	--	--

		<u>の製造又はセメントの袋詰で出力</u> <u>の合計が2.5キロワットを超える原</u> <u>動機を使用するもの</u> <u>キ ドラム缶の洗浄又は再生</u>					
<u>ザ・スプリン</u> <u>グス高丘地</u> <u>区整備計画</u> <u>区域</u>	<u>専用住宅地</u> <u>区</u>	<u>次の各号に掲げる建築物以外のもの</u> <u>(第1号から第3号までの2以上に該当</u> <u>するものを含む。)</u> <u>(1) 住宅(3戸以上の長屋を除く。)</u> <u>(2) 共同住宅(3戸以上のものを除く。)</u> <u>(3) 法別表第2(イ)項第9号に掲げる</u> <u>建築物</u> <u>(4) 前3号の建築物に附属するもの</u>	<u>10分の8</u>	<u>10分の5</u>	<u>200平方メー</u> <u>トル</u>	<u>(1) 道路境界線まで</u> <u>1.5メートル</u> <u>(外壁等の中心線の</u> <u>長さの合計が4メートル</u> <u>以下の建築物及び軒高</u> <u>2.3メートル以下の附属</u> <u>建築物については、1メ</u> <u>ートルとする。)</u> <u>(2) 住区内幹線道路の</u> <u>道路境界線まで</u> <u>3メートル</u> <u>(3) 北側隣地境界線ま</u> <u>で</u> <u>1メートル</u>	<u>前面道路の路面の</u> <u>中心(前面道路(敷</u> <u>地に面している部</u> <u>分に限る。))の中心</u> <u>線を2等分する箇所</u> <u>をいい、前面道路が</u> <u>2以上ある場合は、</u> <u>標高が最も高い当</u> <u>該箇所をいう。以下</u> <u>同じ。)</u> <u>から</u> <u>9メートル</u>
	<u>分散店舗地</u> <u>区</u>	<u>次の各号に掲げる建築物以外のもの</u> <u>(1) 診療所</u> <u>(2) 店舗、飲食店その他これらに類す</u> <u>る用途に供するもの</u> <u>(3) 前2号に掲げる建築物の用途を兼</u>	<u>10分の20</u>	<u>10分の6</u>	<u>300平方メー</u> <u>トル</u>	<u>(1) 道路境界線まで</u> <u>3メートル</u> <u>(2) 北側隣地境界線ま</u> <u>で</u> <u>1.5メートル</u>	<u>前面道路の路面の</u> <u>中から</u> <u>10メートル</u>

		<p><u>ねる住宅</u></p> <p>(4) <u>法別表第2 (い) 項第9号に掲げる建築物</u></p> <p>(5) <u>前各号の建築物に附属するもの</u></p>			<p><u>(外壁等の中心線の長さの合計が4メートル以下の建築物及び軒高2.3メートル以下の附属建築物については、第1号の距離を1.5メートルとし、第2号の距離を1メートルとする。)</u></p>	
<p>グリーンヒル 苦小牧地区 整備計画 区域</p>	<p>低層専用住宅 地区</p>	<p>次の各号に掲げる建築物以外のもの (第1号から第5号までの2以上に該当するものを含む。)</p> <p>(1) <u>住宅 (3戸以上の長屋を除く。次号において同じ。)</u></p> <p>(2) <u>住宅で学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設又は美術品若しくは工芸品を製作するためのアトリエ若しくは工房 (原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.2キロワット以下のものに限る。) を兼ねるもの</u></p> <p>(3) <u>共同住宅 (3戸以上のものを除く。)</u></p> <p>(4) <u>集会所 (町内会その他の地縁による団体が行う地域的な共同活動のた</u></p>		<p>180平方メートル</p>	<p>北側隣地境界線まで <u>1.5メートル</u> (軒高2.3メートル以下の附属建築物については、適用しない。)</p>	<p>9メートル (敷地の北側に 宅地が隣接している 場合に限る。)</p>

		<u>めのものに限る。)</u> (5) 法別表第2 (い) 項第9号に掲げる <u>建築物</u> (6) 前各号の建築物に附属するもの					
	一般住宅地 区	次の各号に掲げる建築物以外のもの (1) 住宅 (3戸以上の長屋を除く。次号 <u>において同じ。)</u> (2) 住宅で事務所、店舗その他これら <u>に類する用途を兼ねるもの</u> (3) 共同住宅 (3戸以上のものを除く。) (4) 診療所 (5) 店舗、飲食店その他これらに類す <u>る用途に供するもの</u> (6) 集会所 (町内会その他の地縁によ <u>る団体が行う地域的な共同活動のた めのものに限る。)</u> (7) 法別表第2 (い) 項第9号に掲げる <u>建築物</u> (8) 前各号の建築物に附属するもの			180平方メー トル	北側隣地境界線まで <u>1.5メートル</u> (軒高2.3メートル以 <u>下の附属建築物につい ては、適用しない。)</u>	10メートル
苫小牧錦岡 オーシャン ヒルズ地区 整備計画区	専用住宅地 区	次の各号に掲げる建築物以外のもの (1) 住宅 (3戸以上の長屋を除く。) (2) 共同住宅 (3戸以上のものを除く。) (3) 法別表第2 (い) 項第9号に掲げる			200平方メー トル	(1) 道路境界線まで <u>1.5メートル</u> (2) 北側隣地境界線ま <u>で</u>	9メートル (敷地の北側に <u>宅地が隣接してい る場合に限る。)</u>

域		<u>建築物</u> <u>(4) 前3号の建築物に附属するもの</u>				<u>1.5メートル</u> <u>(外壁等の中心線の</u> <u>長さの合計が4メートル</u> <u>以下の建築物及び軒高</u> <u>2.3メートル以下の附属</u> <u>建築物については、第1</u> <u>号及び第2号の距離を1</u> <u>メートルとする。)</u>	
	別荘住宅地 区	<u>次の各号に掲げる建築物以外のもの</u> <u>(1) 住宅 (3戸以上の長屋を除く。)</u> <u>(2) 共同住宅 (3戸以上のものを除く。)</u> <u>(3) ホテル又は旅館</u> <u>(4) 法別表第2 (い) 項第9号に掲げる</u> <u>建築物</u> <u>(5) 前各号の建築物に附属するもの</u>	<u>10分の6</u>	<u>10分の4</u>	<u>700平方メー</u> <u>トル</u>	<u>道路境界線及び隣地境</u> <u>界線まで</u> <u>1.5メートル</u>	<u>10メートル</u>
	沿道住宅地 区	<u>次の各号に掲げる建築物以外のもの</u> <u>(1) 住宅 (3戸以上の長屋を除く。)</u> <u>(2) 住宅で事務所、店舗その他これら</u> <u>に類する用途を兼ねるもの</u> <u>(3) 店舗、飲食店その他これらに類す</u> <u>る用途に供するもの</u> <u>(4) 診療所</u> <u>(5) 法別表第2 (い) 項第9号に掲げる</u>			<u>200平方メー</u> <u>トル</u>	<u>(1) 道路境界線まで</u> <u>1.5メートル</u> <u>(2) 北側隣地境界線ま</u> <u>で</u> <u>1.5メートル</u> <u>(外壁等の中心線の</u> <u>長さの合計が4メートル</u> <u>以下の建築物及び軒高</u>	

	<u>建築物</u> <u>(6) 前各号の建築物に附属するもの</u>				<u>2.3メートル以下の附属</u> <u>建築物については、第1</u> <u>号及び第2号の距離を1</u> <u>メートルとする。)</u>
<u>集合住宅A地</u> <u>区</u>	<u>次の各号に掲げる建設物以外のもの</u> <u>(1) 共同住宅、寄宿舎又は下宿</u> <u>(2) 令第130条の6に定める工場</u> <u>(3) 学校</u> <u>(4) 病院又は診療所</u> <u>(5) 老人ホーム、保育所、福祉ホーム</u> <u>その他これらに類するもの</u> <u>(6) 事務所、店舗又は飲食店</u> <u>(7) 前各号に掲げる建築物の用途を兼</u> <u>ねる住宅</u> <u>(8) 法別表第2 (い) 項第9号に掲げる</u> <u>建築物</u> <u>(9) 前各号の建築物に附属するもの</u>				<u>道路境界線まで</u> <u>1.5メートル</u> <u>(軒高2.3メートル以</u> <u>下の附属建築物につい</u> <u>ては、適用しない。)</u>
<u>集合住宅B地</u> <u>区</u>	<u>次の各号に掲げる建築物以外のもの</u> <u>(1) 共同住宅、寄宿舎又は下宿</u> <u>(2) 学校、図書館その他これらに類す</u> <u>るもの</u> <u>(3) 病院又は診療所</u> <u>(4) 老人ホーム、保育所、福祉ホーム</u>				<u>道路境界線まで</u> <u>1.5メートル</u> <u>(軒高2.3メートル以</u> <u>下の附属建築物につい</u> <u>ては、適用しない。)</u>

		<p><u>その他これらに類するもの</u></p> <p>(5) 店舗又は飲食店</p> <p>(6) <u>前各号に掲げる建築物の用途を兼ねる住宅</u></p> <p>(7) 法別表第2(イ)項第9号に掲げる建築物</p> <p>(8) 前各号の建築物に附属するもの</p>				
	集合住宅C地区	<p>次の各号に掲げる建築物以外のもの</p> <p>(1) 共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>(2) 病院又は診療所</p> <p>(3) 老人ホーム、保育所、福祉ホーム</p> <p><u>その他これらに類するもの</u></p> <p>(4) 事務所、店舗又は飲食店</p> <p>(5) <u>前各号に掲げる建築物の用途を兼ねる住宅</u></p> <p>(6) 法別表第2(イ)項第9号に掲げる建築物</p> <p>(7) 前各号の建築物に附属するもの</p>			<p>道路境界線まで</p> <p><u>1.5メートル</u></p> <p>(軒高2.3メートル以下の附属建築物については、適用しない。)</p>	
ウトナイ地区整備計画区域	住宅地区	<p>次の各号に掲げる建築物以外のもの</p> <p>(1) 住宅</p> <p>(2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>(3) 学校、図書館その他これらに類するもの</p>			200平方メートル	

	<p>(4) <u>病院又は診療所</u></p> <p>(5) <u>老人ホーム、保育所、福祉ホーム</u> <u>その他これらに類するもの</u></p> <p>(6) <u>事務所（床面積の合計が1,500平方メートルを超えるものを除く。）</u></p> <p>(7) <u>令第130条の5の3各号に掲げる建築物の用途に供するもので当該用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以下のもの（3階以上の部分を当該用途に供するものを除く。）</u></p> <p>(8) <u>神社、寺院、教会その他これらに類するもの</u></p> <p>(9) <u>法別表第2（い）項第9号に掲げる建築物</u></p> <p>(10) <u>第2号から前号までに掲げる建築物の用途を兼ねる住宅</u></p> <p>(11) <u>前各号の建築物に附属するもの</u></p>					
近隣サービス地区	<p>次の各号に掲げる建築物</p> <p>(1) <u>住宅（長屋及び管理用住宅並びに次号から第6号までに掲げる建築物以外の建築物の用途を兼ねるものを除く。）</u></p>			300平方メートル		

	<p>(2) <u>建築物の1階部分を共同住宅、長屋、寄宿舎又は下宿の用途に供するもの</u></p> <p>(3) <u>学校（専修学校及び各種学校を除く。）</u></p> <p>(4) <u>自動車教習所</u></p> <p>(5) <u>マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</u></p> <p>(6) <u>畜舎（床面積の合計が15平方メートル以下のものを除く。）</u></p>					
工業地区	<p>次の各号に掲げる建築物</p> <p>(1) <u>住宅（長屋及び管理用住宅並びに次号から第7号までに掲げる建築物以外の建築物の用途を兼ねるものを除く。）</u></p> <p>(2) <u>共同住宅、長屋、寄宿舎又は下宿（当該計画地区内に設置する事業所の従業者のための寄宿舎を除く。）</u></p> <p>(3) <u>図書館又は博物館</u></p> <p>(4) <u>老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの（当該計画地区内に設置する事業所の従業者</u></p>			500平方メートル		

	<p><u>のための保育所を除く。)</u></p> <p>(5) 老人福祉センター、児童厚生施設 <u>その他これらに類するもの</u></p> <p>(6) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的 場、勝馬投票券発売所、場外車券売 場<u>その他これらに類するもの</u></p> <p>(7) 畜舎（床面積の合計が15平方メー トル以下のものを除く。)</p>				
流通・軽工業 地区	<p>次の各号に掲げる建築物</p> <p>(1) 住宅（長屋及び管理用住宅並びに <u>次号から第10号までに掲げる建築物</u> <u>以外の建築物の用途を兼ねるものを</u> <u>除く。)</u></p> <p>(2) 共同住宅、長屋、寄宿舎又は下宿 <u>(当該計画地区内に設置する事業所</u> <u>の従業者のための寄宿舎を除く。)</u></p> <p>(3) 図書館又は博物館</p> <p>(4) 老人ホーム、保育所、福祉ホーム <u>その他これらに類するもの</u></p> <p>(5) 老人福祉センター、児童厚生施設 <u>その他これらに類するもの</u></p> <p>(6) 神社、寺院、教会<u>その他これらに</u> <u>類するもの</u></p>			300平方メー トル	

		<p>(7) <u>マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</u></p> <p>(8) <u>畜舎（床面積の合計が15平方メートル以下のものを除く。）</u></p> <p>(9) <u>法別表第2（を）項に掲げる建築物</u></p> <p>(10) <u>次に掲げる事業を営む工場</u></p> <p>ア <u>亜硫酸ガスを用いる物品の漂白</u></p> <p>イ <u>骨炭その他動物質炭の製造</u></p> <p>ウ <u>魚粉又は魚粉を原料とする飼料の製造</u></p> <p>エ <u>羽又は毛の洗浄、染色又は漂白</u></p> <p>オ <u>骨、角、牙、ひづめ又は貝殻の引割又は乾燥研磨</u></p> <p>カ <u>レディーミクストコンクリートの製造又はセメントの袋詰で出力の合計が2.5キロワットを超える原動機を使用するもの</u></p> <p>キ <u>ドラム缶の洗浄又は再生</u></p>				
沼ノ端駅北 地区整備計 画区域	一般近隣商業地区	<p>次の各号に掲げる建築物</p> <p>(1) <u>学校（大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。）</u></p> <p>(2) <u>神社、寺院、教会その他これらに</u></p>		165平方メートル		

	<p><u>類するもの</u></p> <p>(3) <u>ゴルフ練習場又はバッティング練習場</u></p> <p>(4) <u>マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</u></p> <p>(5) <u>倉庫業を営む倉庫</u></p> <p>(6) <u>自動車教習所</u></p> <p>(7) <u>畜舎（床面積の合計が15平方メートル以下のものを除く。）</u></p> <p>(8) <u>法別表第2（と）項第2号及び第3号に掲げる工場</u></p>					
商業・業務地区	<p>次の各号に掲げる建築物</p> <p>(1) <u>建築物の1階部分を住宅の用途に供するもの</u></p> <p>(2) <u>建築物の1階部分を共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供するもの</u></p> <p>(3) <u>学校（大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。）</u></p> <p>(4) <u>神社、寺院、教会その他これらに類するもの</u></p> <p>(5) <u>ゴルフ練習場又はバッティング練習場</u></p>			200平方メートル		

	<p>(6) <u>マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</u></p> <p>(7) <u>倉庫業を営む倉庫</u></p> <p>(8) <u>自動車教習所</u></p> <p>(9) <u>畜舎（床面積の合計が15平方メートル以下のものを除く。）</u></p> <p>(10) <u>工場（令第130条の6に定める工場を除く。）</u></p>				
商業・業務専用地区	<p>次の各号に掲げる建築物</p> <p>(1) <u>住宅</u></p> <p>(2) <u>共同住宅、寄宿舍又は下宿</u></p> <p>(3) <u>学校（大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。）</u></p> <p>(4) <u>神社、寺院、教会その他これらに類するもの</u></p> <p>(5) <u>ゴルフ練習場又はバッティング練習場</u></p> <p>(6) <u>マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</u></p> <p>(7) <u>倉庫業を営む倉庫</u></p> <p>(8) <u>自動車教習所</u></p>			500平方メートル	

		(9) 畜舎（床面積の合計が15平方メートル以下のものを除く。） (10) 工場					
植苗星ヶ丘 地区整備計 画区域	低層住宅地 区	法別表第2（ろ）項に掲げる建築物以外 のもの					
新千歳空港 周辺地区整 備計画区域	レンタカ ー・駐車場地 区	次の各号に掲げる建築物以外のもの (1) レンタカー業を営む店舗（道路運 送法（昭和26年法律第183号）第80 条第1項に規定する事業の許可を受 けた者が営むものをいう。） (2) 当該計画地区内に設置する前号に 掲げる店舗において使用する自動車 の整備（修理を除く。）を行う工場 （原動機を使用する場合にあって は、その出力の合計が0.75キロワッ ト以下（ロータリー式又はパッケ ージ式の空気圧縮機に使用するもの にあっては7.5キロワット以下、その他 の空気圧縮機に使用するものにあっ ては1.5キロワット以下）のものに限 る。） (3) 駐車場業を営む店舗（駐車場法（昭	10分の6	10分の4	3,000平方メ ートル	敷地境界線まで5メート ル	9メートル

	<p><u>和32年法律第106号)第2条第2号に規定する路外駐車場（自動車車庫の用途に供する建築物及び工作物を除く。）を営むものをいう。）</u></p> <p><u>(4) 前3号の建築物に附属するもの（令第130条の5の5各号に掲げるものを除く。）</u></p>					
<p>沿道サービス地区</p>	<p>次の各号に掲げる建築物以外のもの</p> <p><u>(1) 給油取扱所（危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第3条第1号に規定する給油取扱所をいう。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以下のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下（ロータリー式又はパッケージ式の空気圧縮機に使用するものにあつては7.5キロワット以下、その他の空気圧縮機に使用するものにあつては1.5キロワット以下）のものに限る。）</u></p> <p><u>(2) 法別表第2（は）項第5号に掲げる建築物</u></p> <p><u>(3) 前2号の建築物に附属するもの（令</u></p>	<p>10分の6</p>	<p>10分の4</p>	<p>1,000平方メートル</p>	<p>敷地境界線まで5メートル</p>	<p>9メートル</p>

		<u>第130条の5の5各号に掲げるものを 除く。)</u>					
--	--	------------------------------------	--	--	--	--	--